

登録書類

氏名又は名称	様
--------	---

No.	書類明細	枚数	注意事項
1	印鑑証明書	1	印鑑証明書の発行日付が登録日現在で3ヶ月以内のものでなければ無効です。
2	営業（所在）証明書	1	使用者の住所氏名（名称）等が印鑑証明書と異なる場合（例えば支店、営業所等）又は使用の本拠地を車庫法適用除外地域とする場合に必要です。
3	委任状	1	登録用として陸運局へ提出しますので印鑑証明書と同じ印鑑を捺印して下さい。
4	自動車保管場所証明書 標章交付申請書・原票	5	警察署へ5枚提出し2部（証明書と通知書）とステッカーが交付されます。車庫証明書は陸運支局へ提出します。申請者氏名は「ふりがな」を必ず付して下さい。
5	自認書	1	土地建物が自己単独所有の場合に必要です。
6	保管場所使用承諾書	1	保管場所が借地か、借車庫又は、土地建物が複数保有の場合に必要です。
7	自動車保管場の所在図・配置図	1	（所在図）車庫の近くの道路地図をわかりやすく記入して下さい。 （配置図）車庫の配置図をわかりやすく記入して下さい。

【お客様へお願い】



車庫証明申請書。自認書・使用承諾書等は、お客様ご自身が自筆で記入し、署名・捺印をしてください。記載内容については真正なものでなければ虚偽の申請となり、刑事罰の適用を受けますのでご注意ください。

お振込先

池田泉州銀行 泉ヶ丘支店
普通 3182073
CARAilly 代表 安田 将洋